

成島信遍年譜稿（七）

【キーワード】成島信遍・紅葉山文庫・書物奉行・幕府書物方日記

久保田 啓 一

近世中期江戸冷泉派の中心人物であった成島信遍の年譜を断続的に発表して既に七回目を数える。享保二十年（一七三五）四十七歳までを「成島信遍年譜稿（六）」―享保十四年～二十年―（『広島大文学部紀要』第五六巻特輯号一、一九九六年十二月。以下、「年譜稿（六）」と略記する）に発表して以来、八年の空白が生じたことをまずはお詫び申し上げたい。今後は出来るだけ継続して掲載していく所存である。なお、享保十三年までの事項を記述した「年譜稿（一）～（五）」の発表誌については、前述の「年譜稿（六）」にまとめて掲載し、事項もすべて掲げてその所在を明示している。ご参照頂ければ幸いであるが、便宜上、重複を厭わず、以下に掲載誌・発行所・発行年月日を再掲しておく。

① 「成島信遍年譜稿（一）」

『江戸時代文学誌』第六号、柳門舎、一九八九年三月十五日

② 「成島信遍年譜稿（二）」

『江戸時代文学誌』第七号、柳門舎、一九九〇年十二月十五日

③ 「成島信遍年譜稿（三）」

『江戸時代文学誌』第八号、柳門舎、一九九一年十二月二十五日

④ 「成島信遍年譜稿（四）」

『日本文学研究』第三〇号、梅光女学院大学日本文学会、一九九五年一月二十日

⑤ 「成島信遍年譜稿（五）」

『日本文学研究』第三一号、梅光女学院大学日本文学会、一九九六年一月二十日

享保二十一年は四月二十八日に元文と改元された。本稿では改元の前後を区別することなく、改元後の年号で統一して示すこととする。便宜上の処置としてご了承いただきたい。また、以下に典拠と

して頻出する『幕府書物方日記』十二は、東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 幕府書物方日記 十二』（東京大学出版会、一九七七年三月）の略称である。

元文元年 丙辰 一七三六 四十八歳

○ 二月一日、目賀田長州の意向として、今後、「康富記」を御用に差し上げる時は「考異」を添えるよう深見新兵衛に伝え、「康富記考異」二十冊を渡す。

〔幕府書物方日記〕十二

当日の詰番深見新兵衛の記録には次のようにある。

○康富記考異 二十冊

右者、成島道筑え対談之处、目賀田長州被申候者、康富記御用二而、向後差出之節ハ考異相添可被差出候。考異者追而可相渡旨、同役中え先達而申達置候。依之、考異今日相渡候由被申候旨、道筑申聞候間、請取之。新御蔵康富記本書ニ相添差置候。但、右之趣、先達而頼母殿へ長州被申聞候。

目賀田長州は、享保元年以来御小性として將軍吉宗に仕えている目賀田長門守守成。享保十四年十二月十六日に従五位下長門守に叙任されている（『新訂 寛政重修諸家譜』第二十二、一四四頁）。信

遍は吉宗近侍の小性の意向を伝え、奥から「康富記考異」を文庫へ渡す役目を負ったことになる。今後「康富記」を奥へ差し出すときは「考異」を添えるようにとの指示も加えられた。「考異」を「追而可相渡旨」は先に書物奉行川口頼母に知らせてあったこのことで、新兵衛は受け取るしかなかったが、「康富記考異」は本来紅葉山文庫とは関係のない文献であり、書物奉行としてもいささか対処に困惑したらしい様子が窺える。頼母からの伝達が届いていなかったのかもしれない。もっとも、吉宗周辺で編纂された書物だけに、新たな蔵書として取り扱うしかなかったのであろう。

「康富記考異」二十冊は、内閣文庫に現存する。

○ 二月五日、「康富記考異」題跋について、すでに堆橋主計の作なる由を記してある旨、川口頼母に伝える。

〔幕府書物方日記〕十二

この件に関しては、前日四日の川口頼母の記載を前提としなければならぬ。「康富記考異」は堆橋主計の考である旨を同書の末に記し置くよう、目賀田長門守が頼母に指示したという経緯があり、頼母は同役に伝達したが、その記録が見当たらず、結局頼母が責任上処理に当たることになった。四日当日、頼母は御殿に上がって長門守を探したが、「明番二而、其上吹上へ御供二而御座候」という事情で不在。問い合わせは翌日に持ち越された。それを受けての五

日の記事は次の通り。

康富記考異題抜（跋）之儀、今日頼母致加出、成島道築（筑）へ承合候処、考異初巻之袖裏ニ堆橋主計校合之訳書付張紙有之候。是ハ御好ニ而道築記申候。是ニ而相済申候間、改而長門守へ伺候ニ不及候旨、道築申聞候。兼而ハ御書物奉行題抜（跋）も可致容子ニ而候所、此度右之通極候由ニ候。

頼母は信遍から、初巻に「堆橋主計校合之訳書付張紙有之候」旨を聞かされる。しかもそれは「御好」、即ち吉宗の考えに従って信遍が記したものだ。長門守の指示が実情をきちんと把握した上でなされておれば、書物奉行たちをこれほどまで混乱させることはなかったであろう。頼母が伝達内容を文書に残さなかったという落ち度も確かにあり、双方の不手際と連絡のまずさから、一連の騒ぎが生じた。

○ 六月二十九日、小笠原石見守の要請で「薛文清全集」以下二十四部を文庫が奥に貸し出すも、「四部稿」は道築借り出し中のため、これを除く。
〔幕府書物方日記〕十二

昨日石見守殿被仰渡候御書物、左之通差出之。但、廿五部可差上旨申来候得共、四部稿一部ハ成島道筑拝借ニ相渡置候故、其

旨下ケ札いたし、残り廿四部差出申候。

前日、御側衆の小笠原石見守政登から、奥へ差し出すよう指示のあった「薛文清全集」以下の書籍のうち、「四部稿」は信遍が拝借中なので、それ以外を差し上げたという。「四部稿」を信遍が借り出したのは享保十二年十一月十五日（年譜稿（五））。返却は享保十八年八月四日である（年譜稿（六））。それ以降、信遍が同書を再び借り出した記録は見当たらない。

○ 八月四日、戸田肥前守より文庫へ大量の書物返却、もし不備があれば道築に伝える旨、奉行の報告あり。
〔幕府書物方日記〕十二

右肥前守殿より御渡、請取之候。大分之御書物ニ在之間、相違之義も御座候ハゞ、追而道筑方迄申聞候筈ニ御座候。但、国絵図之分ハ今日改之所、無相違、元番へ相納候。其外ハ当分西御蔵へ入置申候。

御側衆戸田肥前守政峯から、「公卿補任」以下の書物を受け取った奉行水原次郎右衛門は、国絵図のみを収納し、他は西御蔵に仮置きすることとした。点検の便宜ゆえであろう。もし相違があれば信遍に伝えるはずとの言は、信遍が奥と文庫との書物の往来に責任を

持っていたことを示す。

○ 八月十七日、四日に下った書物の未返却分につき、川口頼母より連絡を受ける。
〔幕府書物方日記〕十二

四日に奥から返却された書籍の点検は、早速五日から開始された。一点一枚とてゆるがせに出来ない作業である。点検の済んだ分から書庫に格納してゆく。その結果、次の欠落が発見された。

当月四日下り候御書物、諸家之書付内浪人小笠原民部献之一箱、系図・口上書下り不申候間、今日書付を以道筑へ内意申候。あの方ニ留り在之候。追而否可申聞旨、道筑申候。

右者、去卯十月七日別段ニ差出之候。奥より紛入候書付等も無之段、道筑え物語致候。承知申由ニ候。

書物奉行川口頼母が当番。文庫としても見逃せない所である。

○ 八月二十九日、小笠原民部書付不明の件につき、奉行と対談する。
〔幕府書物方日記〕十二

諸家書付之事ニ付、頼母・又助出勤、書付共委細遂吟味、道筑へ対談、浪人小笠原民部書付弥無之段、兩人申述候。追而又道

筑へ対談之上、御届申上候積ニ申合候。

当日の詰番は深見新兵衛。しかし、標記の件のために奈佐又助・川口頼母の兩名も出勤して対処した。書付を詳細に吟味し、やはり返却されていないことを確認して信遍に対面する。一点の不明も曖昧には出来ない厳密さで、両奉行は信遍を介して奥の管理体制を問いたです。

○ 八月三十日、諸家書付の処置について奈佐又助から依頼を受け、周旋する。
〔幕府書物方日記〕十二

御目付中より、御小納戸御用在之候間、早々登城可致旨申来、罷出、道筑へ対談いたし候得べ、道筑方より申越候義ニて御座候。道筑へ対談候所、諸家書付之義、中々相済がたく候段、段々申聞候。依之、道筑へ一向ニ相頼候所、所々へ段々申ほどき、様々半々済寄申候。貴面之節可得御意候。諸家書付目録之致方も追而可得御意候。

信遍のいう「諸家書付之義、中々相済がたく候段」とはどういう事情をさし、「所々へ段々申ほどき、様々半々済寄申候」とはどのような決着のつけ方だったのか、この文面では推量のしようがない。ただ、吉宗周辺の近臣の中で、当該資料を手元に留めた者があつ

たことは確かであろう。彼もしくは彼らに対し、文庫側の立場も考慮しつつ説得する役目を信遍が負ったものと思われる。諸家書付の目録をどう記すかも、書物奉行と近臣の間で懸案事項となった。

○ 九月二日、諸家書付の写しの仕方について、奈佐又助と対談する。

〔幕府書物方日記〕十二

前日の一日、詰番の水原のほか、深見・桂山・川口・奈佐の四人が「諸家書付之義二付加出」して、奉行全員で協議した。「諸家書付之義二付、致惣出、目録等之義、致相談候」とあるから、紛れにくい目録の記載法などについて議したものと思われる。また、同日に加納遠江守久通より奈佐又助に対し呼び出しがあり、翌二日に面会すると、遠江守は「諸家書付先日御下ゲ被成時分、袋二入御取分ケ在之候書付分、書記差出シ候様」指示を下すという経緯があった。これを受けての記述が次の通り。

昨日御相談ニ及候諸家書付之写方仕立候趣之書付、今日道筑え致対談、見セ候所、成程書面之通可然由申候間、土佐守殿え御覧二入給候様ニ申述候へバ、早速土佐守殿御一覽、御逢可被成由ニ付、懸御目候へバ、委細御承知有之候。依之、右書写相濟候ハ、其分ハ火中ニも成、又ハ上え差上候様ニ成共仕度由申述候へバ、是又、御承知之由被仰聞候。其後又道筑ヲ以被仰聞

候ハ、此書付之趣、再応御側衆え差出候ニ不及候。御仲ケ間中・御側衆えも御相談之上、御前御伺相濟候已後土佐守殿より又助え可被仰渡由被仰聞候。

恐らく奉行たちは、諸家書付の整理法について検討するのと同様に、遠江守から、返却時に別に取り分けておいた書付の写しを求められ、いっそのこと諸家書付すべての写本を作つてこちらを正規の文庫所蔵本として管理することを考えたのであろう。信遍は奉行と御小性小堀土佐守政方との連絡役を務め、写本の完成後、原書付を「火中ニも成、又ハ上え差上候様ニ成共仕度由」の承認と、「此書付之趣、再応御側衆え差出候ニ不及候」旨の確認を、それぞれに伝達した。

なお、今回の紛擾の原因となった小笠原民部の原書付は焼却されることとなった（九月二日条）。

ちなみに、小堀土佐守政方は冷泉門の歌人としても活動する。

○ 九月十日、奈佐又助と対談、加納遠江守より返却の有無の問い合わせのあった「寛永諸家譜」は「寛永系図」のことで、すべて返却済みである旨の報告書作成に協力する。

〔幕府書物方日記〕十二

又助罷出、道筑え対談之上、遠江守殿え以書付申上候。如左。

先日被仰渡候寛永諸家譜之義ハ、寛永系図之義ニ而御坐候。是ハ先日御下ケ被成候節、不残下リ、相違無御坐候。已上。

九月十日

奈佐又助

右御承知被成候由、被仰聞候。

八日の分に、「昨日」即ち七日に加納久通より、八月四日の返却の際、「寛永諸家譜」一冊が返却されていないのではないかと問い合わせが奈佐又助に対してあったことが記される。奈佐又助は調査の上、信遍と相談し、十日付で前掲の報告書を提出した。諸家書付の件で混乱をきたしたこともあって、吉宗の近臣達が文庫の書籍の管理に神経質になっていることが窺える。

○ 九月十二日、川口頼母、小笠原書付焼却及び目録削除につき、小堀政方に報告。これは道筑が出勤せず不在のため、直談に及んだもの。
〔幕府書物方日記〕十二

事の経緯は九月十日から順に見ていくほうがわかりやすい。

遠江守殿より又助方え御来書、小笠原民部差上候書付之義、何々何通有之候哉。委細書付、明日可差上由、被仰下候。明日可差上旨御返辞申上候。

久通は問題の元となった小笠原民部の書付の詳細を文庫に報告させることとし、又助が事に当たった。翌十一日、又助は報告書を提出したが、これに対し久通は「此分不残焼捨候」との「下ケ札」を付して返答した。この指示を受け、文庫側は「御蔵之御書目録清書・中書ともに、諸家書付之内浪人小笠原民部献之一件削」という処置を施すに至る。十二日の条はこれに続く手続きを示すものである。

昨十一日、遠江守殿又助へ御下札ニ而被仰渡候浪人小笠原民部一件焼捨ニ成候御届、小堀土州え今日又助殿御出勤被成可被仰候所、足之痛不勝候二付、頼母罷出、右之段土州え直ニ申達候。委細承知被致候。左候ハ、御目録も消シ可申旨被申聞候。兼而道筑を以可申所、道筑今日不罷出候間、及直対談候。

本来は担当の又助が報告すべきところ、「足之痛不勝候二付」出勤しなかったため、代わって川口頼母が小堀政方に直に面談し、了承を得た。頼母が政方に直接会ったのは信遍が出勤していなかったからで、これらの連絡は必ず信遍を通するのが常であったと見られる。「兼而道筑を以可申所」云々とわざわざ明記するところに、手続きを厳守しようとする奉行達の意識と、連絡役としての立場を誇りにし大切にしていたらしい信遍の存在感を偲ぶことが出来る。

○ 九月二十七日、奈佐又助、諸家書付の仕方について道筑と相談する。
〔幕府書物方日記〕 十二

十月一日の条に次の一項を見る。

先月廿七日道筑へ対談、諸家書付之仕方書付、道筑へ見せ、諸事相談いたし候。貴面之節可得貴意候。又助

「諸家書付」の扱いについての原案を又助が作成し、信遍に提示して「諸事相談」したという。相談の中身については知る術がない。

○ 十月三日、諸家書付につき、又助へ伝言。川口頼母が取り次ぐ。
〔幕府書物方日記〕 十二

十月三日の条に次のようにある。

諸家書付之儀二付、道筑より又助殿へ伝言有之。申送り候。

又助から相談を受け、信遍は自分なりの案を固め、又助に伝えようとしたのであろう。又助が出勤していないため、川口頼母が代わりに聞き、又助へ申し送った。

○ 十二月八日、御書目録の書継が文庫から土岐左兵衛佐に差し上げられるのに立ち会う。
〔幕府書物方日記〕 十二

御蔵之扣御書目録（八冊、白木箱入、紺表紙、ひぼさなだ―以上割書（引用者注））、与四右衛門書継出来二付、今日、土岐左兵衛佐殿へ差上之候。御請取、御前之御目録与引替一箱（八冊、白木箱、花色表紙、平紐―以上割書（引用者注））道筑立合受取、帰り候。（下略）

この年の十月九日以来、文庫では「御書目録」の「書継」（書添）と記される場合もある。作業が進行中であつた。目録にない書物が少なからず見出される状況では管理も覚束なく、諸家書付のような問題が再び生じるのを防止するためにも、目録の完備が急務となつた模様である。実務には書物方同心小沢与四右衛門が従事した。小性の土岐左兵衛佐朝直が奥の責任者となる。そして十二月八日、文庫の蔵に備えられた「扣御書目録」の書継は完成し、「御前之御目録与引替」に朝直を介して上へ差し上げられた。この一連の儀式に信遍は立ち会った。

○ 十二月二十五日、巨勢縫殿頭が「歌仙家集」他を返却するのを仲介する。
〔幕府書物方日記〕 十二

巨勢縫殿頭至信は御側衆。冷泉門の歌人としても活動した。その至信が文庫に返却するのは「歌仙家集」「奇器図説」「明月記」の三点。「右御用相済候由、縫殿頭殿御渡、成島道筑持出、請取之、相改、元番え納之」と当日の日記は伝える。

今回は、記事の連続性を勘案して『幕府書物方日記』に依拠する項目のみを並べることとしたが、元文元年の事項はこればかりではない。『題苑』刊行や『農家貫行』の序撰文など、相応の紙幅を要するものが含まれるので、これらは次回に譲りたい。

なお、本稿は平成十六年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

A Chronological Record of Narushima Nobuyuki's Career (7)

Keiichi KUBOTA

I have written Narushima Nobuyuki's career from 1689 to 1735 in series. This paper contains his achievement in 1736, mainly related to Momijiyama Library. He did his duty as a person who kept communication between Momijiyama Library and dignitaries around Tokugawa Yoshimune.

The main occurrence in 1736 was no return of “Shoka- Kakitsuke” from dignitaries to Library. Talking with the librarians over this matter, he realized the supplement of a catalogue and the smoothness of working.